

# ドメスティック・バイオレンス (DV)のない社会をめざして

## 甲賀市 配偶者等からの暴力の防止 および被害者の保護に関する基本計画

### 《基本目標および主な施策》

#### 基本目標Ⅰ 暴力を許さない社会づくりの推進

- ① 市民への啓発・広報の充実
- ② 学校・地域での人権教育の推進
- ③ 若年者に対する予防啓発の推進

#### 基本目標Ⅱ 安心して相談できる体制づくり

- ① DV相談窓口の充実および周知の実施
- ② 被害者に対する適切な情報提供・対応の実施
- ③ 外国籍市民・高齢者・障がい者などの被害者への配慮

#### 基本目標Ⅲ 被害者の安全確保

- ① 緊急時の安全確保および一時保護依頼
- ② 保護命令制度の利用に関する助言
- ③ 被害者などに関する個人情報保護
- ④ 必要に応じた同行支援の実施

#### 基本目標Ⅳ 自立のための支援体制の充実

- ① 被害者に対する適切な情報提供および支援の実施
- ② 子どもに対する支援
- ③ 生活の自立に向けた支援

#### 基本目標Ⅴ DVに伴う児童虐待から子どもを守る取り組み

- ① 要保護児童対策地域協議会の活用
- ② 相談機関による継続的な支援
- ③ 継続的な見守りの実施
- ④ 子どもを取り巻く関係職員に対する意識啓発

#### 基本目標Ⅵ DV対策の環境整備

- ① 関係機関との連携
- ② 庁内の連携体制の整備
- ③ 計画の推進体制

※本計画の詳細は、市ホームページをご覧ください。

#### 問い合わせ

社会福祉課家庭児童相談室  
☎65-0660 ☎63-4085

を発見した場合は、DV防止法により、配偶者暴力支援センター、または警察署に通報するよう努めることになっていきます。

DVの可能性に気付いた場合は、本人に相談をすすめたり、相談機関を紹介するなどの対応となります。

今、DVを身近に感じられない人でも、将来のパートナーによっては自分の身に起こる可能性があります。

私たち一人ひとりが、DVについてもっと理解することで、暴力を許さない社会が実現します。

### ひとりで悩まず相談を

暴力をふるわれた被害者が悪いわけではありません。また、DVの中で過ごす子どもも被害者です。子どものためにもあなたにできることがあります。ひとりで悩まずに、まず窓口へ問い合わせることが大切です。

### ■相談窓口の紹介

区分	名称・連絡先	備考
配偶者暴力相談支援センター	中央子ども家庭相談センター ☎077-564-7867	【電話相談】 毎日 8:30～22:00 【来所相談】(要予約) 月～金 9:15～16:00 (祝日・年末年始は休み)
	彦根子ども家庭相談センター ☎0749-24-3741	【電話相談】 月～金 8:30～17:15 【来所相談】(要予約) 月～金 9:15～16:00 (いずれも、祝日・年末年始は休み)
	男女共同参画センター ☎0748-37-8739	【総合相談】電話・面接(面接は要予約) 火～水、金～日 9:00～12:00、13:00～17:00 木 9:00～12:00、17:00～20:30 (祝日の翌日・年末年始は休み)
警察	甲賀警察署生活安全課 ☎0748-62-4155	緊急時は、「110番」
	県民の声110番 ☎077-525-0110	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始は休み)
市	社会福祉課(家庭児童相談室) ☎0748-65-0660	【電話・来所相談】 月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始は休み)
	人権推進課(男女の悩みごと相談) ☎0748-65-0751	【電話・来所相談】(来所の場合は、要予約) 月・水・金 9:00～16:00 (祝日・年末年始は休み)

### 相談員さんの声

(中央子ども家庭相談センター)

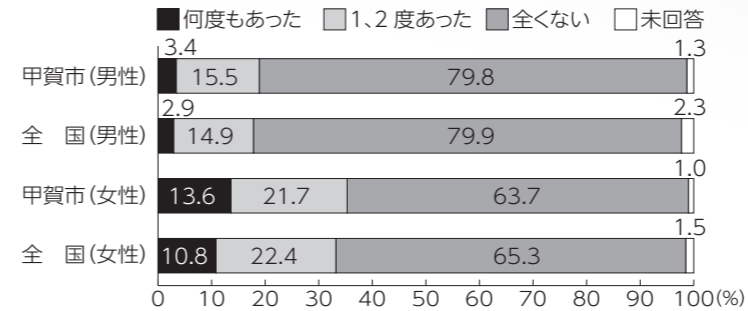
1人で抱え込まず、まず相談してください。勇気を出して相談することで、問題解決に向けての第一歩につながります。秘密は厳守されますので、安心して相談してくださいね。



身近に起こっているDV

市のアンケート調査によると、配偶者等から暴力を受けたことのある女性は35.6%(男性は19.3%)で、国の調査結果よりやや高い傾向が見られます。

DV防止法は、その被害者を女性のみ限定されていませんが、多くの場合は女性です。その背景には、男女の固定的な役割分担意識や女性の自立の困難さなどがあると考えられます。



※アンケートの対象は、市内在住の20歳以上の男女の中から無作為に2,000人を抽出、回収率は41.3%  
※国データは、平成20年内閣府実施「男女における暴力に関する調査」より  
※このグラフは、国・市とも婚姻経験のある人が「身体的・心理的・性的な暴力」のいずれか1つでも受けたことがあるという数値であるため、文章中の数値とは異なっています。

- 1 身体に対する暴力：殴る、蹴る、物を投げつける、突き飛ばすなど
- 2 心理的な暴力：人格を否定するよるような暴言、「出て行け」「答えするな」と怒鳴る。交友関係を細かく監視する。恐怖を感じるような脅しや威嚇など
- 3 性的な暴力：嫌がっているのに性的な行為を強要する。避妊に協力しない。無理やりポルノビデオを見せるなど
- 4 経済的な暴力：生活費を渡さない。お金の使途を細かくチェックする。仕事をさせないなど
- 5 子どもを利用した暴力：子どもに暴力を見せる。「子どもに暴力を振るう」と脅す。子どもを虐待する。自分の言いたいことを子どもに言わせるなど

**DV被害者はなぜ逃げないのでしょうか**

DV被害者は「逃げない」のではなく、「逃げられない」状態におかれるのです。

DVとは、一方が他方を傷つけ、支配する関係です。被害者は、繰り返される暴力によって無力化され、逃げるとさらに暴力がひどくなるかも知れないという恐怖や、経済的理由、子どものために家庭を壊したくないという責任感などのさまざまな事情で逃げるのが難しくなっています。

**DVの加害者**

DVの加害者は、学歴、年齢、職業、収入、社会的地位もさまざまです。決まったタイプはありません。一見、人当たりが良く、やさしそうなが家庭では暴力をふるっているということもあるのです。

**DVを無くしていくために私たちができること**

配偶者からの暴力を受けている人

**DVとは?**

DVは、夫や恋人など親密な関係にある(あった)パートナーから受ける暴力をいいます。

DVの問題点は、ほとんどが家庭内で発生するため、被害者が我慢して訴えないことや、加害者の意識が低いこと、また周囲の理解不足などで、より深刻な状態になることが少なくありません。さらに、被害者だけでなく養護する子ども等にも心理的外傷を与えるなど、さまざまな影響をもたらします。

DV防止法は、その被害者を女性のみ限定されていませんが、多くの場合は女性です。その背景には、男女の固定的な役割分担意識や女性の自立の困難さなどがあると考えられます。

配偶者や恋人など親しい男女間の暴力(ドメスティック・バイオレンスⅡDV)は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、決して許されるべきものではありません。しかし、これまでは多くの場合、家庭内の問題、夫婦間(男女間)の問題として見過ごされ、被害が表面化することが少なく、深刻化してきました。このような中で、平成13年4月に国において、DVの防止および被害者の保護を図ることを目的として、「配偶者等からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律」が制定され、甲賀市においても、平成22年3月に市民の皆様アンケート調査を実施し、その結果をふまえて今年3月に「甲賀市配偶者等からの暴力の防止および被害者の保護に関する基本計画」を策定しました。

**暴力のさまざまなかたち**

DVは身体的暴力だけではなく、心理的な暴力、経済的な暴力、性的な暴力など、さまざまなかたちで被害者に対して行われます。また、交際相手から暴力を受けたことのある女性は25.6%もありました。既婚女性で3人に1人が暴力を受けていることから、DVは、一般の家庭だけでなく、身近なところに多く潜んでいることがわかります。(グラフ参照)